

第1 議会期に於ける生糸直輸出業者の動向（下）

水沼製糸所・星野長太郎を中心に

富 澤 一 弘

Hoshino Chotaro and the Development of Petitioning
during the First Session of the Diet

Kazuhiro TOMIZAWA

第4節 蚕種検査法断行之請願

次に既述の両請願とともに、貴衆両院に於ける採択が図られていた第3の請願「蚕種検査法断行之請願」について確認しておきたい。この請願運動は、中央蚕糸協会、蚕種検査法実施会の指導の下、各府県、各地域毎に展開をみており、先の両請願とは異なり、単一の請願本紙に集約された請願署名活動ではなかった。表6は第1議会期、蚕種検査法案をめぐる賛否双方の請願運動を提示したものであるが、本表下段は目下判明している賛成派の運動であり、その数は15件、地域は東北地方から山陰・山陽地方までの広い範囲に及んでいる。これら運動の中心は、旧蚕糸業組合中央部主流派に連なる地方の養蚕家、製糸業者であり、明治23年12月以降、翌年3月に至るまで、中央蚕糸協会、蚕種検査法実施会との連繋の下、数万人規模の署名者を獲得、そして貴衆両院に宛てて請願書本紙を提出している。

これら請願書の内容的検討を前にして、まず蚕種検査法制定運動の背景、ならびに経緯について一言せねばならない。明治政府は維新时期以来、蚕種業に関する多数の法令、布達を発しているが、所轄官庁の変更・再編や政策基調の動搖・変化に伴い一貫性を欠いている。明治初年まで輸出の大宗であった蚕種業は、例えば明治3年8月、蚕種検査規則、明治5年6月、蚕種製造規則、明治6年4月、蚕種製造取締規則、明治8年2月、蚕種製造組合条例並蚕種製造組合議局規則等の太政官布告により、当初は厳格な統制を受けていた⁽⁴⁷⁾。尤もこれら太政官布告、ならびにその趣旨に基づく各府県の施策にもかかわらず、当時深刻化を呈していた粗製乃至不正品の横行に歯止めがかからず、また欧州に於ける蚕糸業復興 微粒子病の克服・鎮静化 に伴い蚕種輸出量が激減したことから、政府は明治11年5月、太政官布告により蚕種業に関する条例・規則を全廃して放任路

かかる検査上の問題に加えて、蚕種業者の体質にも多くの問題点が存在していた⁽⁵³⁾。即ち明治20年代以降も、斯界には有名業者の商標偽造や利益本位の粗製濫造、病毒汚染の蚕種密売の如き不正行為が跡を絶たず、一般の養蚕家からの苦情が絶えることはなかった。また、全国数万の蚕種業者が200銘柄にも及び多種多様の製品を販売していた結果、同一銘柄の品位不定、異品種間の品位相違 繭の形状、色調、糸質がそれぞれ異なる の如き問題が必然的に発生していた。その結果、多様な蚕種使用を余儀なくされる養蚕家にとっては、屢々飼育上の困難や失敗が齎され、雑駁な繭使用を余儀なくされる製糸業者にとっては、生糸の品質改良上、阻害的要因が齎らされている。従って同時期に於ける蚕種業界の現状は、養蚕家、製糸業者の立場からすれば決して望ましい姿ではなかったのである。

それ故、明治10年代後半以降、これら弊害の顕在化とともに、農商務官僚や老農的養蚕家、模範的製糸業者の間から対策を求める声が出るのも当然であり、事実、この時期、各方面から微粒子病予防の抜本的対策、蚕種業者への統制強化、さらには蚕種の一定化まで、その必要が叫ばれるに至っている⁽⁵⁴⁾。かかる趨勢の下、明治23年8月、農商務省は新たに「蚕種検査上の評議」を開始⁽⁵⁵⁾、同年10月までに微粒子病毒の抑制を主眼とする蚕種検査法案 当初は蚕種検査条例として報道されている を編成するに至り、全国統一基準による検査を義務づけて、蚕種製造を厳格に統制する法案を帝国議会に上程しようとしている⁽⁵⁶⁾。[史料9]はこの際に編成され、第1次山県有朋内閣の間議決定を経たところの蚕種検査法案、ならびに理由書であり、これらは12月5日付を以て衆議院に提出をみている⁽⁵⁷⁾。

法案内容は多岐にわたるが、その骨子は、(1)営業用、および5枚以上の自家用蚕種製造の事前届出制、(2)蚕兒、繭、蛹、蛾、蚕種の検査義務づけ、(3)病毒汚染等、不適当な蛾よりの採卵禁止、(4)検査証印なき蚕種の販売、譲渡、飼育の禁止、(5)検査時、蚕種1枚につき10銭の手数料徴収、(6)違反者からの巨額の罰金徴収等であり、農商務省、地方長官(知事)、さらに警察機構を通じて全国一律の蚕糸業統制を企図するものである。かかる法理は、農商務省の岡毅(当時蚕茶課長)、高橋信貞(当時農務局五等官)等官僚と、蚕糸業界指導者の星野長太郎、八田達也等の協議の下、構築をみたものであり、その基底部には良種製造 良繭・良糸製造 生糸直輸出、という論理が込められている⁽⁵⁸⁾。

尤もこの法案編成に際して、農商務省側から当事者の蚕種業界代表に意見を徴することは何等行われなかったものの如くであり、後日の事態紛糾の所以も那邊に存する。事実、蚕種業界指導者等がこの法案編成の動きを察知するのは、明治23年10月、在京諸紙の報道を介してのことであった⁽⁵⁹⁾。

この時期、長野、福島、群馬、埼玉、栃木、神奈川、山梨7県の有力蚕種業者は、元禄3年以来の同業者の旧慣 毎年10月15日、武蔵国八王子(現東京都八王子市)に会して営業上の協議を行う⁽⁶⁰⁾に従って偶々東京周辺に滞在していた。その際、各紙の報道に接した関係者は、合議の上、農商務省に出頭、本省側の確答に初めて接している⁽⁶¹⁾。この折「探知委員」として照会の任にあたったのは、日本最大の蚕種業者団体・信濃蚕種組合の組長(組合長)藤本善右衛門(長野県

小県郡塩尻村、現上田市）、そして奥州本場の総代池田常蔵（福島県伊達郡粟野村、現梁川町）兩名であった。そして兩名は農商務省からの確答をうけて、明治23年11月7日、全国各地の蚕種業者に宛てて書翰を發して、反対運動に参加するように求めている⁽⁶²⁾。蚕種検査法制定を否とする運動の起点は、直接的にはこの時点に求め得る。

明治23年11月22日、蚕種検査法制定に反対する勢力は、東京市下谷区上野（現台東区）松源樓に於いて集会を開催、当日は長野、福島、群馬、埼玉、栃木、山梨、富山、宮城8県、38名の総代が参加して運動方針について協議、あわせて運動機関の非蚕種検査法事務所（日本橋区室町3丁目、現中央区）開設を決議し、委員長藤本善右衛門以下、10名の役員を選出している⁽⁶³⁾。ついで11月28日、藤本善右衛門以下、役員等は農商務省へ出頭、大臣陸奥宗光に面会の上、蚕種検査法案上程の方針を撤回するように要請している⁽⁶⁴⁾。そしてこの要請が斥けられるや、他の要人への働きかけに着手、11月下旬以降、大蔵大臣松方正義、さらには板垣退助、勝海舟、澁澤榮一等に面会の上、廃案への協力を依頼している⁽⁶⁵⁾。また12月中旬、衆議院の主要会派 彌生倶楽部（立憲自由党）議員集会所（立憲改進黨）、大成会（政府与党）の本部に出頭、法案廃案への協力を要請している⁽⁶⁶⁾。

しかのみならず藤本善右衛門、田島武平、田島定邦（田島彌平嫡孫）等は、旧知の關係にあり、言論上、明治22年3月、蚕糸業組合中央部解体に最も貢献していた田島卯吉、伴直之助等『東京経済雑誌』系人士と接触、同誌をして蚕種検査法案反対の唱導者たらしめている⁽⁶⁷⁾。その結果、同誌は明治23年12月以降、蚕種検査法制定反対を社是として掲げるに至り この姿勢は明治30年3月、同法案の可決成立に至るまで不変 12月13日、誌上巻頭の扱いの下、社説「蚕種検査法案」を掲載、蚕種業者の言説を踏まえて政府・農商務省側の対応を厳しく批判している⁽⁶⁸⁾。

これら蚕種業者、経済雑誌社相互の關係は単に誌上の声援のみには止まらず、12月13日、芝区芝公園（現港区）彌生館に於いて『東京経済雑誌』系人士の協力の下、蚕種検査法案を否とする「実業家政談大演説会」が開催をみている⁽⁶⁹⁾。当日は工藤善助（長野県）、浅野徳三（福島県）、田島定邦（群馬県）以下非蚕種検査法事務所委員の他、伴直之助（東京市会議員）、鈴木萬次郎（福島県第3区選出代議士、立憲自由党）、龍野周一郎（長野県、自由党员）、瀧野助三郎（同上）、丸山名政（長野県、代言人、立憲改進黨員）等言論人、政党内も登壇、蚕種検査法制定の方針撤回を主張しており、その一端は再往『東京経済雑誌』に於いて報じられ、反対輿論形成の上で一定の役割を果たしている⁽⁷⁰⁾。

如上の活動を踏まえて12月26日、非蚕種検査法事務所は、貴衆両院議員に宛てた『蚕種検査法全廃意見書』を刊行している⁽⁷¹⁾。委員長藤本善右衛門以下、7県54名（長野県18名、福島県14名、群馬県9名、埼玉県8名、栃木県3名、山梨県1名、宮城県1名）の郡県水準の総代が名を連ねるこの冊子は、蚕種検査法案の逐条批判とともに、速やかなる法案廃棄を議員に求めるものであり、田島定邦を中心に起草・編成された蚕種検査法案反対意見書である⁽⁷²⁾。

抑々国家が蚕種業者の營業を厳格に統制し、行政的命令、乃至警察権行使の下、全国一律の検査

を強制するという蚕種検査法案の法理に対して、当業者が異議を唱えること自体、当然のことであろうが、規則強化以上に蚕種業者が問題視していたのは、法案第24条の過重な検査料徴収規定の存在に他ならない。当時、蚕種の標準的価格は1枚1円程度であるが⁽⁷³⁾、仮に法案が成立に至るならば、販売価格1割前後に相当する10銭を、1枚の検査毎に収入印紙代として国庫に上納せねばならない。同年度の統計資料によれば、全国の蚕種製造枚数は229万枚余であり、蚕種検査法制定後、当業者は最低限20万円以上の新規負担を強いられることになる⁽⁷⁴⁾。これら負担は、当然ながら蚕種価格に上乘せというかたちで、一般の養蚕家に転嫁される筈であり、それ故、非蚕種検査法事務所側は、蚕種業者のみならず、養蚕家の経営にも悪影響を及ぼすものとして、検査料徴収規定を批判、ひいては法案全体を否認するに至っている。

そして非蚕種検査法事務所側は、本冊子に於いて「法案の規定は徒らに人民営業の自由を妨げ蚕業自然の発達を害し活動の商機を恣らしめて時に可憐の犯則者を生せしむるに過ぎず」(38-39頁)と断じて法案廃棄を要請、「営業者の自営自治に任せられんこと」(39頁)を求めている。政府の民業保護や干渉を否とし、民間の自営、自治を重視する論理は、『東京経済雑誌』の社是とまさに合致するものであり、爾後の蚕種業者の反対運動に際しても明治20年代を通じて継承をみるところの戦術的論法である。

なお先述の正規の陳情・請願運動に平行して、特別な人脈を介した水面下の請託も行われていた。即ちこの時期、群馬県委員田島武平は、近い親戚にあたり、交流を有していた澁澤榮一「日本資本主義の父」の郷里・武蔵国血洗島(現埼玉県深谷市)は、田島武平の居村・島村に近接している に対して運動への協力を依頼、殊に政府および議会中枢への請託を要請している⁽⁷⁵⁾。この田島武平の要請に応じて澁澤榮一は、有力議員、さらには農商務大臣その人に対しても自身請託を行い、12月下旬までには既に好意的感触を得るに至っている。

史料10は、この請託の機微に触れる田島武平宛澁澤榮一書翰(写)であり、明治23年12月28日以前になったものである。財界指導者にして、現職の貴族院勅選議員の澁澤榮一の要請に対して、農商務大臣陸奥宗光は「右様事実之差支有之候上八或八此議案八見合せ可申歎」と回答して著しく態度を軟化させている。農商務大臣のこの発言を引き出した澁澤榮一は、「長野、群馬、福島三県下ニテ重立候養蚕家即蚕種営業ニ有名之人々を(五人ナリ拾人ナリ)農商務省へ呼立事実上ノ得失充分御質問相成候八、可然」と提案、反対派の蚕種業者から意見聴取を行うように重ねて要請している。

明らかに澁澤榮一の請託が功を奏したのであろう。農商務省側は当初の強硬姿勢 11月時点では大臣自身、反対派の陳情を冷たく一蹴していた⁽⁷⁶⁾を一転させ、翌年1月時点では法案上程に慎重な姿勢を取るに至り、さらに澁澤榮一の要請に応じて当業者による協議会開催までも斡旋するに至っている⁽⁷⁷⁾。かくして非蚕種検査法事務所側は、当初の劣勢を挽回、一気に攻勢に転ずることが可能となっている。

一方、かかる状況変化に危機感を抱く蚕種検査法実施会側は、明治24年1月初旬以降、再度巻き返しに着手、委員長八田達也、会計長兼請願委員星野長太郎を先頭に政府・議会要路への働きかけ

を強めている。そして先述の如く1月11日、下谷区鶯谷（現台東区）「伊香保温泉」に於ける大会決議をうけて、13、15両日、請願委員以下100余名を率いて農商務省へ出頭しており、大臣陸奥宗光、次官石田英吉に面会の上、蚕種検査法案の速やかなる上程を要請している⁽⁷⁸⁾。また同時期『蚕種検査法案二付意見書』『本法全廃論者ノ説ニ対スル意見書』『維新以後蚕種製造取締沿革書』の宣伝用冊子3種を刊行、政府当局者、および貴衆両院の全議員に対して配布の上、蚕種検査法制定への理解を求めている⁽⁷⁹⁾。

以上、確認してきたように賛否両派による活発な運動の結果、蚕種検査法案の可否をめぐる二様の請願書が明治24年2月下旬にかけて、続々中央に齎らされている。前掲表6に於いて把握した事例、およびそれ以外の事例を加えれば、3月3日、衆議院請願委員会報告（最終回）までに26件の多数にも上っている⁽⁸⁰⁾。この内訳は賛成17件、反対9件であるが、貴族院に対する請願件数については、当該期「請願文書表」の欠本により不明である。恐らく請願書提出の多くが貴衆両院を対象としているため、貴族院が受理した件数も衆議院のそれと大差はあるまい。本表ならびに関連史料の示す請願件数の多さが物語るように、その提出の多くを占める明治24年1月下旬より、2月にかけて賛否両派の拮抗関係は極点を迎えている。

第5節 3 請願の行方

以上検討を加えてきた「生糸貿易維持救護之請願」「生糸及附属品ニ係ル輸出税免除之儀ニ付請願」「蚕種検査法断行之請願」の3請願の行末は、果たして如何なるものであったであろうか。簡潔に確認を加えておきたい。当の第1議会は、政府、民党間の対立、殊に予算案をめぐる対策所謂土佐派切崩しや政府予算原案の600万円余の削減は、この議会期であるから紛擾を極めており、予算案のみならず、通常の議事も著しい遅延を来していた⁽⁸¹⁾。その結果、政府案をも含めて法案は堆積、明治23年12月初旬、既に衆議院に提出をみていた政府案・蚕種検査法案も遂に1度も院議に付されるには至らなかった。また生糸直輸出業界の利害に直結する他の2請願も、両院に提出こそされたものの、結局未審議のまま、明治24年3月7日、議会閉会の当日に至っている。かくして中央蚕糸協会、蚕種検査法実施会の両組織が最低限、3000円以上の巨費を投じて行った請願運動は⁽⁸²⁾、第1議会期に於いて実を結ぶことはなかったのである。

但し「生糸貿易維持救護之請願」「生糸及附属品ニ係ル輸出税免除之請願」両請願の提起の結果、明治24年3月中旬以前、横浜同伸会社に対する横浜正金銀行の特約延長が、大蔵大臣松方正義の指令の下、実現をみている⁽⁸³⁾。従って直輸出存続・同伸会社救済上、これら一連の運動は成果を齎らしたものと考えなければならない。また運動に参加した蚕糸業者の顔ぶれをみると、第2議会期以降の運動の基礎は、この段階に於いて整えられていたと考えられる。

最後にこれら3請願の意義に関して小括を加えておきたい。その要求内容、そして論理に着目するならば、蚕種検査の処遇をも含めて、既に第1議会期の段階に於いて次議会以降の立法制定運動の重要骨子がほぼ出揃っている観があり、その原型は明治20年代を通じて受け継がれている。殊に

第1議会期に於ける生糸直輸出業者の動向(下)(富澤)

御用外国荷為替の実質的復活と、法律的・制度的裏づけのある生糸直輸出損害補填機構の創設は、要求の2大骨子として、連綿と継承をみている。第1議会期に於ける運動は、請願の域に止まり、議会に直接法案を提出させるという手法を取るには至っていない。しかしながら議会に於ける請願の採択を通じて、政府に直輸出保護政策の実行を迫る当該期運動の方針は、まさに後年の対政府、対議会運動の出発点であり、明治30年3月、生糸直輸出奨励法制定に至る一連の立法制定運動の起点として位置づけることが可能である。

次章に於いては、第2 - 第3議会期の蚕業奨励法制定運動を取り上げ、第1議会期の運動の発展過程を詳細に検討していきたい。

史料10 (田島武平宛 澁澤榮一書翰写)

明治23年12月下旬

過日御出京之際者匆卒之御接過いたし候 然者蚕種検査法之儀ニ付而者其後衆議院議員中へモ丁寧ニ事情申述置候 其議案提出相成候ハ、必ス廃案相成候様與頼入 当兩三日農商務大臣ニ面会之上能々實際之事情陳^(ママ)上 候處大臣モ大ニ発明之様子ニテ右様事實之差支有之候上ハ或ハ此議案ハ見合セ可申歟 乍去一方ニハ頻リニ此検査法ハ必要ニ付是非制定相成度ト請求申候者モ有之候ニ付更ニ事實差支之要点ヲ篤ト取調度ト被申候 依而小生ハ右事實之取調被成候ニハ長野、群馬、福島三県下ニテ重立候養蚕実業家即蚕種営業ニ有名之人々を五人ナリ拾人ナリ農商務省へ呼立事実上之得失充分御質問相成候ハ、可然ト答置候 大臣ハ或ハ小生之意見採用致候歟ト被存候ニ付其辺御含被成度候 其前二過日申上候検査法ニ対スル差支之要点精細之御調査相成候ハ、早々御廻し被下度候 右等ニ付尚御面語ヲ要シ候ハ、是又何時モ御出京可被下候 (余者肥料売捌ノ条件而已ナレバ略ス)

(十二月廿八日 朝写)

澁澤榮一

田島武平殿

(群馬県佐波郡境町大字島村「田島家文書」田島健一氏保管、文書番号 881)

因みに本史料は明治23年12月28日、田島武平が筆写して田島彌平等に送った書翰の写であ

(とみざわ かずひろ・本学経済学部助教授)

註

- (1) 「東京朝日新聞」明治24年1月10日(1)、1月14日(1)。
- (2) 富澤一弘「蚕種検査法案をめぐる信濃蚕種組合の動向 第1議会期を中心に」(『信濃』第47巻第9号、信濃史学会、平成7年9月)6-16頁、および「初期議会に於ける蚕種検査法案反対運動の軌跡 群馬県島村蚕種業者の活動を中心にして」(高崎経済大学附属産業研究所『近代群馬の蚕糸業』日本経済評論社、平成11年2月)105-124頁。
- (3) 富澤一弘「輸出税撤廃運動をめぐる地方蚕糸業者の動向 第1議会期を中心に」(『NOVITAS』第5号、高崎経済大学学会、平成8年1月)1-12頁。
- (4) 大塚良太郎『蚕業家必携』(蚕業商会、明治22年2月、本文204頁)、『蚕史』前編(富桑園、明治33年5月、本文548頁)、『蚕史』後編(富桑園、明治33年7月、本文519頁、付録57頁)。大塚良太郎は日本蚕糸協会(明治16年5月創立)の書記、蚕糸業組合中央部(明治19年6月創立)の部員時代から星野長太郎と終始行動をともしており、横浜生糸検査所創立(明治29年4月、開設8月)に際して、星野長太郎の推挙により同所技手となっている。この間、東京市麴町区飯田町4丁目8番地(現千代田区)の星野長太郎邸に同居の上、星野長太郎の公私にわたる活動を支えている。東洋蚕史こと大塚良太郎の名前は、同時代の蚕糸業界にあっては極めて著名である。
- (5) 「雑書類綴」明治23年11月(星野家文書、近代文書番号1558)。
- (6) 「日記」明治23年12月26日条([中央蚕糸協会日誌]星野家文書1839)。同条によれば、「時事新報」

第1議会期に於ける生糸直輸出業者の動向(下)(富澤)

- 「東京日日新聞」「改進黨新聞」「毎日新聞」「日本」「都新聞」「横浜貿易新聞」「中外物価新報」の各紙に3日間の集会広告を依頼している。「謹テ製糸家諸君ニ広告ス」と題されたこの広告は、全国の製糸業者に対して明治24年1月12日、神奈川駅(現神奈川県横浜市)名古屋樓に会するように求めるものである(「時事新報」明治23年12月17日(1))。
- (7) 「時事新報」明治23年4月30日(4) および大塚良太郎『蚕史』後編(富桑園、明治33年7月)130-131、192-201各頁。
- (8) 註(6)明治24年1月9日条。
- (9) 「(領収証綴)」明治20年代-明治30年代、(星野家文書、近代未整理文書)。
- (10) 政府の内情については、大蔵大臣松方正義、枢密顧問官品川彌二郎、貴族院議員前田正名、農商務省の内情については、技師高橋信貞、練木喜三、岡毅、ならびに富岡製糸所所長速水堅吾、衆議院の内情については、新井毫(群馬県第1区選出、勢多郡黒保根村出身、立憲自由党、後離党)、神鞭知常(京都府第6区選出、無所属)等から直話、または書翰により情報提供がなされている(星野家文書、近代未整理文書)。
- (11) 註(6)明治24年1月12日条、および「時事新報」明治24年1月13日(5)、「東京朝日新聞」明治24年1月14日(1)、1月15日(1)。
- (12) 「時事新報」明治24年1月13日(5)、1月15日(5)(7)、1月16日(6) および「東京朝日新聞」明治24年1月15日(1)、1月16日(1)、1月17日(2)。
- (13) 註(6)明治24年2月7日、2月9日条。
- (14) 河瀬秀治『生糸貿易維持方案』(星野長太郎、明治24年1月)。
- (15) 「稟告」明治22年3月15日(日本貿易協会) および藤本實也「邦人の生糸輸出業」(『日本蚕糸業史』第1巻 生糸貿易史、大日本蚕糸会、昭和10年2月)203-204頁、「邦人の生糸輸出業」(『開港と生糸貿易』下巻、刀江書院、昭和14年12月)559-561頁。
- (16) 註(14)13頁、巻末付録第7号表、および星野長太郎『生糸貿易意見一斑』(星野長太郎、明治24年11月)16-17頁。明治15年-明治23年の9箇年間の横浜市中金利は、年利換算で1割2分余である。この利率は欧米市場の平均年利5分に比するれば、2.4倍という高水準であり、生糸直輸出の阻害要因となっている。また日本から欧米への輸出保険料も、輸出原価4分に相当する。これに100斤あたり1分銀75個(23円62銭5厘)相当の生糸輸出税が賦課されている。
- (17) 佐野瑛『大日本蚕史』(大日本蚕糸編纂事務所、明治33年8月)724-728頁。明治17年12月、日本蚕糸協会会頭河瀬秀治は、農商務卿西郷從道に宛てて「日本製糸改良ノ件ニ付御保護建言」を提出しているが、この建言の中で示されている「官民協同破産保険概法」には類似の構想が既に現れている。その骨子は、(1)アメリカ向けの直輸出生糸に対して、その売上の1分を在ニューヨーク横浜正金銀行支店に預金させ、同行はこれを年利6分で運用すること、(2)政府はアメリカ向けの直輸出生糸の売上総額の1分5厘に相当する金額を横浜正金銀行に交付し、同行はこれをニューヨーク支店に回送して運用すること、(3)上記の資金を以て生糸直輸出損失補填基金を創設すること、の3項に約言し得る。なお『興業意見』巻28にも「貨物保険条例」に関する提言がみられるので、同書「定本」がなる明治17年12月当時、農商務省内外に同様の意見が存在したのであることが窺える(『興業意見』巻28、『明治前期財政経済史料集成』第20巻、明治文献資料刊行会、昭和39年9月、681-682頁)。
- (18) 「速水堅吾宛星野長太郎書翰」明治23年12月(星野家文書、近代未整理文書) および「時事新報」明治24年1月13日(5)、1月14日(5)、1月15日(5)、1月16日(5)。
- (19) 「東京朝日新聞」明治24年2月8日(1)。
- (20) 註(6)明治24年1月21日条。
- (21) 「東京朝日新聞」明治24年1月14日(1)。「生糸貿易維持救護之請願」発起人兼請願委員は、星野長太郎以下8名であるが、売込問屋系の有力荷主として、碓氷社(群馬県)から眞下邑三、北甘楽製糸会社(同上)から齋藤正二郎^(次)が当初より名を連ねている。そしてこの請願署名には、碓氷社社長萩原謙太郎、北甘楽製糸会社社長齋藤正二郎が名を連ねている。なおこの請願運動が契機となり、生糸直輸出から離れて久しい両社は、明治24年以降 前者はごく限定的、後者はかなりの部分 直輸出に復帰している。
- (22) 藤本實也「生糸輸出税の全廃問題」(『日本蚕糸業史』第1巻 生糸貿易史、大日本蚕糸会、昭和10年2月)215-218頁、「生糸輸出税の廃止」(『開港と生糸貿易』下巻、刀江書院、昭和14年12月)569-

- 574頁には、この請願に関する言及はない。また藤本實也の祖述である「蚕糸輸出税の廃止と輸入税」(『農林行政史』第3巻、農林協会、昭和33年12月)866-869頁には、もとより言及はない。山口和雄「関税政策の遂行」(『商工政策史』第5巻、通商産業省、昭和40年12月)427-452頁のうち、この請願については単に「河瀬秀治、星野長太郎外40余名が生糸および附属品の輸出税を廃止せんことを第1議会に請願した(『東京経済雑誌』23巻555号)(431頁)と触れているばかりである。なお山口和雄「横浜商業会議所の活動」(『横浜市史』第4巻下、横浜市、昭和43年1月)788-789頁、東海林静男「居留地の解体と関税自主権の確立」(『横浜市史』第5巻下、横浜市、昭和51年3月)463頁に於いても具体的言及はみられない。
- (23) 註(3)2頁。
- (24) 「蚕糸輸出税の廃止と輸入税」(『農林行政史』第3巻、農林協会、昭和33年12月)867頁。一分銀の換算率には変遷がある。明治4年、新貨条例に於いては、一分銀1個が32銭26銭8厘、明治7年、太政官布告に於いては31銭2厘、明治18年、大蔵省告示第103号に於いては31銭5厘とそれぞれ定められている。また明治30年、貨幣法に於いては、改めて31銭5厘と定められている。
- (25) 『輸出税全廃ろ冀望スルノ主意書』(輸出税全廃同盟会事務所、明治24年12月)1-7頁。
- (26) 藤本實也「生糸輸出税の廃止」(『開港と生糸貿易』下巻、刀江書院、昭和14年12月)570頁。
- (27) 「時事新報」明治22年1月31日(2)
- (28) 『明治大正国勢総覧』(東洋経済新報社、昭和2年8月)720頁。
- (29) 「時事新報」明治24年4月15日(3) および「東京朝日新聞」明治24年11月3日(3)
- (30) 「大日本紡績連合会」(『澁澤榮一伝記資料』第10巻、澁澤榮一伝記資料刊行会、昭和31年10月)338-343頁。大日本紡績同業連合会は、明治21年6月、総会に於いて綿花輸入税免除の議案を決議、大蔵省、外務省、農商務省に請願を行うものの、却下をみている。後述の明治23年11月、総会決議は、これら運動の延長線上に位置づけられる。
- (31) 「東京朝日新聞」明治23年11月6日(1)
- (32) 註(30)95頁、および「綿業」(『澁澤榮一事業別年譜』国書刊行会、昭和60年9月)42頁。
- (33) 「東京朝日新聞」明治23年11月19日(1)
- (34) 註(30)338-343頁。
- (35) 註(33)と同。
- (36) 「時事新報」明治21年10月19日(3) なお明治26年、日本-インドボンベイ間航路の開通、明治27年、綿糸輸出税撤廃、明治29年、綿花輸入税撤廃の後、本邦紡績業界に於ける製造・流通費の合計は、従来に比して6分の低減をみており、大日本紡績同業連合会の予測通り、国際競争力を著しく向上させる結果となっている(高村直助『近代日本綿業と中国』東京大学出版会、昭和57年6月、50頁)。
- (37) 註(30)442、448-451各頁。
- (38) 例えば「時事新報」の場合、大日本紡績同業連合会の総会の模様を、11月16日以降、11月27日に至るまで都合6回にわたり、極めて詳密に報道している。管見に入る限り「東京朝日新聞」「郵便報知新聞」両紙も同様であり、『東京経済雑誌』にも紹介の記事がみられる。
- (39) 「生糸輸出税廃止の請願」(『東京経済雑誌』第555号、経済雑誌社、明治24年1月17日)61頁。但し若干の補訂の上、正式には明治24年1月23日、両院に提出をみている(註(6)明治24年1月23日条、および「郵便報知新聞」明治24年1月22日(2))。
- (40) 富澤一弘「近代日本に於ける蚕糸業発展の軌跡 統計資料の検討を中心に」(『高崎経済大学論集』第44巻第4号、高崎経済大学学会、平成14年3月)60頁[表3-(1)]
- (41) 註(40)62頁[表5]
- (42) 「時事新報」明治23年7月16日(4)、7月17日(3)、7月19日(4)、8月13日(5)、8月16日(2)、8月23日(2)。なお同法廃止に関しては「時事新報」明治26年11月2日(7)を参照のこと。
- (43) 社説「直輸出論」(『東京経済雑誌』第49号、経済雑誌社、明治14年1月10日)2-4頁、社説「再び直輸出を論ず」(『東京経済雑誌』第57号、経済雑誌社、明治14年3月25日)275-278頁。社説「読直接貿易意見一斑」^(マ、以下同)第1(『東京経済雑誌』第86号、経済雑誌社、明治14年11月12日)1274-1277頁。社説「読直接貿易意見一斑」第2(『東京経済雑誌』第87号、経済雑誌社、明治14年11月19日)1309-1311頁。社説「読直接貿易意見一斑」第3(『東京経済雑誌』第88号、経済雑誌社、明治14年11月26日)1339-1342頁。これら創刊直後の社説以来、田口卯吉、伴直之助以下、経済雑誌社系人士の主張は、終

第1議会期に於ける生糸直輸出業者の動向(下)(富澤)

- 始一貫、反直輸出論であり、その論調は明治20年代に於いても変化がない。
- (44) 社説「蚕種検査法案」(『東京経済雑誌』第551号、経済雑誌社、明治23年12月13日)825 - 827頁。この社説掲載以降、経済雑誌社は反蚕種検査法案を社是と定めて、社説、論評、寄書、雑録の各項を通じて論陣を張り続けていく。その主張は明治30年3月、蚕種検査法制定の時点までこれまた終始一貫、変化がない。詳しくは、富澤一弘「蚕種検査法案をめぐる信濃蚕種組合の動向 第1議会期を中心に」(『信濃』第47巻第9号、信濃史学会、平成7年9月)12 - 14頁、および「初期議会に於ける蚕種検査法案反対運動の軌跡 群馬県島村蚕種業者の活動を中心にして」(高崎経済大学附属産業研究所編『近代群馬の蚕糸業』日本経済評論社、平成11年2月)121 - 123頁参照のこと。
- (45) 「時事新報」明治24年1月30日(7)、2月(4)、および「非地租軽減の演説」(『東京経済雑誌』第558号、経済雑誌社、明治24年2月7日)171頁「地租軽減を非とし税法を改革し以て我国の商業を発達せむべき政策を論ず」(田口卯吉演説筆記)(『東京経済雑誌』第560号、経済雑誌社、明治24年2月21日)234 - 238頁。
- (46) 「時事新報」明治24年2月8日(7)。
- (47) 富澤一弘「蚕種検査法案をめぐる信濃蚕種組合の動向 第1議会期を中心に」(『信濃』第47巻第9号、信濃史学会、平成7年9月)6 - 7頁。
- (48) 轟木長「維新以後蚕種製造取締沿革」(蚕種検査法実施会、明治24年1月)13 - 14頁。因みに19世紀中葉、欧州蚕糸業地帯に壊滅的打撃を与えた微粒子病とは、微粒子病原体(=原生動物)の作用から、蚕児を下痢・衰弱の末、斃死に至らしむる流行性の蚕病であり、イタリア、フランスを中心に1860年代まで猛威を振るっていたが、1868年以降、Louis Pasteur による防除法が確立をみると、さしもの微粒子病も鎮静化を迎えていった。その結果、明治元年、188万枚余を数えた本邦の蚕種輸出も、明治10年、117万枚余、明治20年に至っては僅々2400枚余、と激減を呈している(この統計数値は、大塚良太郎『蚕史』後編、富桑園、明治33年7月、巻末付録30 - 31頁による)。
- (49) 大塚良太郎『蚕史』後編(富桑園、明治33年7月)4 - 5頁。
- (50) 「官報」明治19年8月17日、161 - 162頁。(49)八田達也『蚕種検査法案二付意見書』(蚕種検査法実施会、明治24年1月)3 - 4頁。
- (51) 八田達也『蚕種検査法案二付意見書』(蚕種検査法実施会、明治24年1月)3-4頁。
- (52) 明石弘「蚕種検査及び蚕病予防」(『日本蚕糸業史』第4巻 政策史、大日本蚕糸会、昭和10年6月)17 - 22頁。
- (53) 註(47)6 - 7頁、および註(50)19 - 21頁。
- (54) 註(53)と同。
- (55) 『影印原敬日記』第2巻(北泉社、平成10年3月)148 - 149頁[明治23年8月15日条]、150 - 151頁[明治23年8月25日、8月26日条]、および「時事新報」明治23年8月18日(4)。
- (56) 「時事新報」明治23年11月21日(3)。
- (57) 「時事新報」明治23年12月6日(3)。
- (58) 「星野長太郎宛高橋信貞書翰」明治23年12月4日(星野家文書、近代未整理文書)。星野長太郎は、元上野国七日市藩士にして、速水堅曹の下僚であった高橋信貞と殊に親しく、高橋信貞を介して農商務省の機密や貴重書に直接触れ得る立場にあった。
- (59) 高島諒多『信濃蚕業沿革史料』(信濃蚕種組合、明治25年12月)245 - 246頁、および『長野県小県郡蚕種同業組合沿革史料草稿』後編(長野県小県郡蚕種同業組合、大正8年2月)5ノ14 - 5ノ15頁。
- (60) 『扶桑之蚕』第42号(蚕文社、明治30年2月)45 - 46頁。
- (61) 高島諒多『信濃蚕業沿革史料』(信濃蚕種組合、明治25年12月)246頁。
- (62) 註(61)と同、および「田島彌平・田島武平宛藤本善右衛門・池田常蔵書翰」明治23年11月7日(群馬県佐波郡境町島村 田島健一家文書、文書番号872 - (3))。田島健一氏は、田島彌平の後裔である。
- (63) 「時事新報」明治23年11月28日(3)。
- (64) 「時事新報」明治23年11月29日(4)。
- (65) 「祝詞」明治24年3月24日(群馬県佐波郡境町島村 田島健一家文書、文書番号第3回調査903)。
- (66) 「時事新報」明治23年12月18日(5)。
- (67) 註(49)81 - 82、95 - 100各頁、および社説「蚕糸業中央部」(『東京経済雑誌』第316号、経済雑誌

社、明治19年5月15日)623 - 625頁、田口卯吉「信州上田生糸業者大懇親会に於て演説の大意(田口卯吉、明治21年3月9日、上田町演説大意)」(『東京経済雑誌』第410号、経済雑誌社、明治21年3月17日)330 - 333頁。伴直之助「蚕糸業ニ関スル従来ノ改良策及ヒ眞ニ之ヲ拡張ス可キ方法ヲ講ス(伴直之助、明治21年3月9日、上田町演説大意)」(『東京経済雑誌』第410号、経済雑誌社、明治21年3月17日)333 - 339頁。明治19年4月、星野長太郎以下、生糸直輸出業者関係者主導の下、創立を迎えた蚕糸業組合中央部(京橋区南鍋町、後木挽町、ともに現中央区)は、横浜売込問屋の反撥、長野、福島両県の蚕糸業者の造反を前にやがて機能停止に追い遣られ、最終的には明治22年3月、中止・解散に至っている。かかる類勢を決定づけたのは、明治19年10月、長野県蚕糸業組合取締所(頭取佐藤八郎右衛門)による蚕糸業組合中央部離脱事件であり、この事件は幹事星野長太郎以下、中央部主流派に深甚なる打撃を与えている。なお創刊直後から反直輸出の社論を掲げていた『東京経済雑誌』は、蚕糸業組合中央部創立当初からこれを楽しみ難く、批判的社説、評論、寄書の掲載を通じて、横浜売込問屋、信州上田蚕種業者等、反主流を側面から強力に擁護しており、明治21年3月、田口卯吉、伴直之助両名は、態々長野県小県郡上田町(現上田市)まで出向、蚕種業者を中心とする同県離脱派の要請に応じて、蚕糸業組合中央部指弾の演説を行っている。爾来生糸直輸出業者対、売込問屋 - 蚕種業者連合、という対立図式は、明治20年代を通じて不変であるし、『東京経済雑誌』が生糸直輸出業者を論難し、売込問屋、蚕種業者の利益を擁護する姿勢も全く不変である。

- (68) 註(44)と同。
- (69) 註(61)249頁、および「時事新報」明治23年12月18日(8)、『長野県小県郡蚕種同業組合沿革史草稿』(長野県小県郡蚕種同業組合、大正8年2月)続5ノ18頁。
- (70) 伴直之助「蚕種検査法案の廃棄を望む(伴直之助、明治23年12月13日、芝公園彌生館演説筆記)」(『東京経済雑誌』第553号、経済雑誌社、明治23年12月27日)903 - 906頁。
- (71) 寺島信之編『蚕種検査法全廃意見書』(非蚕種検査法事務所、明治23年12月)。
- (72) 「蚕種検査法案二対スル意見書」(田島定邦草稿、年月日欠、群馬県佐波郡境町島村、田島健一家文書 文書番号 第3回調査 2055)。本史料は註(71)の緻密な草案である。
- (73) 明治20年代に於ける「時事新報」「東京朝日新聞」「大日本蚕糸会報」等の所載広告による。
- (74) 註(49)巻末付録19 - 22頁。
- (75) 田島武平は分家の田島彌平 『養蚕新論』の筆者 同様、宮中御養蚕世法方を拝命する程の養蚕巧者であり、明治初年以來、ともに全国屈指の知名度を有する蚕種業者であった。この両者は明治5年、澁澤榮一の支援の下、島村勸業会社を設立(初代社長田島武平、副社長田島彌平) 横浜への蚕種販売に従事し、明治13年以降、万余の蚕種を携えてイタリアへ渡航、現地直売を敢行した人物としても著名である。
- (76) 註(58)と同。
- (77) 註(55)179 - 181頁[明治24年1月31日 - 2月1日条]、および「時事新報」明治24年1月31日(2)。
- (78) 「時事新報」明治24年1月14日(5)、1月16日(6)、および「東京朝日新聞」明治24年1月14日(1)、1月16日(1)。
- (79) 八田達也『蚕種検査法案二付意見書』(蚕種検査報実施会、明治24年1月)、および轟木長『本法全廃論者ノ説二対スル意見書』(蚕種検査法実施会、明治24年1月)、同『維新以後蚕種製造取締沿革』(蚕種検査法実施会、明治24年1月)。「時事新報」明治24年1月13日(5)、「東京朝日新聞」明治24年1月14日(1)。
- (80) 『帝国議会衆議院議事速記録』1(東京大学出版会、昭和54年3月)994頁。
- (81) 升味準之助『日本政党史論』第2巻(東京大学出版会、昭和41年5月)163 - 181頁、および『議会制度百年史』帝国議会史 上巻(衆議院・参議院、平成2年11月)6 - 8頁。
- (82) 「河瀬秀治宛星野長太郎書翰」明治23年12月(星野家文書、近代未整理文書)。
- (83) 「(地方有志宛)星野長太郎書翰」(控)明治24年3月15日(星野家文書、近代未整理文書)。